

## V 弁護士業務妨害対策

### 1 はじめに

弁護士は本来的に紛争の渦中に身を置き、依頼者の矢面となってその解決を受任する以上、自身が一定の攻撃に晒されることは不可避であろう。しかし、卑劣な妨害に屈し、正当な活動を緩め、依頼者の利益を損なうならば、弁護士としての使命を全うせず、信頼を大きく失墜することになる。ましてや、弁護士として正当な業務に従事をしていながら、生命身体を脅かされるようなことは断じて許してはならない。弁護士業務妨害対策は、弁護士の存在と使命の根幹にかかわる、極めて重要な活動である。

### 2 弁護士業務妨害対策の歩みー坂本弁護士事件

弁護士業務妨害対策委員会は、1996年に発足した、日弁連の歴史の中では比較的新しい委員会である。その設置のきっかけは、弁護士業務妨害の原点とも言われる坂本弁護士一家殺害事件である。1989年11月4日未明、横浜の自宅に、オウム真理教の幹部ら6名が押し入り、坂本堤弁護士(39期、33歳)、妻都子さん(29歳)、長男龍彦ちゃん(1歳)をその場で殺害し、遺体を新潟・富山・長野の山中に埋めた。坂本弁護士は、オウム真理教出家信者の親から相談を受け、面会を求めると並行して、教祖の血を飲む儀式や空中浮遊など教義の欺瞞を厳しく批判していた。勢力拡大をもくろむ教祖は、坂本弁護士の活動に脅威を覚え、抹殺を目論んだものである。当初、現場の状況から拉致事件と考えられ、同期や友人らを中心に「坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会」が結成され、全国の弁護士と市民が協力して、「生きて帰れ!」を合い言葉に、関係諸機関・マスコミへの要請、大規模集会、チラシ配布、署名集め、地方議会の請願陳情など、多種多様な活動が展開された。その活動の中で、暴力による弁護士への妨害は法治国家と民主主義への攻撃であると訴え、「弁護士業務妨害」という新しい概念が共通認識となっていった。

日弁連は、事件発生直後、「坂本堤弁護士に関する事実調査のための協議会」を設置し、1990年「坂

本堤弁護士問題に関する理事会内対策本部」に改組。さらに1991年「弁護士業務妨害対策に関する協議会」を設置した。

1995年3月、地下鉄サリン事件が起き、ついにオウム真理教に強制捜査が入った。同年9月、願いむなく3人の遺体が発見された。10月には日弁連らの共催による合同葬儀が横浜アリーナで開催され、2万6千人の市民が弔問の列をなした。

二度とこのような悲劇を起こしてはならない。そのためには、卑劣な妨害に苦しむ弁護士を弁護士会が支援するシステムを構築しなければならない。日弁連は、1996年6月、「弁護士業務妨害対策委員会」(以下「当委員会」)を発足させ、業務妨害事案解決と根絶を目指し、情報収集、対策の構築と普及、警察との連携などを目的として、さまざまな活動を開始した。

### 3 全国の弁護士会への広がり課題

日弁連は、全国の弁護士会に向け、弁護士業務妨害対策の重要性を訴え、委員会もしくはそれに準じる組織を設けるように要請した。各地の弁護士会はそれに呼応し、順次、独自委員会もしくは民暴など既存委員会の中に対応部門を設置して行った。そして、当委員会が発足してから約20年を経て、ようやく全国すべての弁護士会に業務妨害対策のための組織が置かれるに至ったのである。

しかしながら、実際のところ、弁護士業務妨害対策の活動は、東京など一部の会を除いて、必ずしも活発とは言えないところが多い。委員会開催も不定期で、会員からの支援要請も皆無という会も少なくない。それはおそらく、業務妨害自体が存在しないのではなく、業務妨害を受けている会員が弁護士会に支援を求めるという発想に至らないことが原因と思われる。委員会の存在を認知してもらうための広報活動、シンポジウムなどによる会員の意識改革、妨害対策ノウハウの研究と普及など、委員会が取り組むべき活動は少なくない。当委員会としては、せっかく設置していただいた各地の業務妨害対策委員会が、会員のために有意義な活動ができるよう、できる限りの支援をしていく所存である。

## 4 近年の弁護士業務妨害の実情

2010年には、横浜と秋田で、弁護士が事件の相手方から殺害されるという事件が起きた。他にも弁護士や事務員が殺害されたり大怪我を負う凶悪事件が全国で多数発生している。さらに脅迫恐喝、器物損壊、名誉毀損、嫌がらせ、懲戒請求などに加え、近年ではインターネット上の誹謗中傷や弁護士名を騙る詐欺など、新しい妨害類型も急増している。特に、インターネットを利用した妨害は、急激かつ深刻な被害拡大があるにもかかわらず、匿名性や技術的限界から、対応に苦慮する例は少なくない。

受任事件別の分類では、離婚や男女問題が圧倒的に多く、刑事事件・交通事故・倒産から企業法務まで、弁護士が誰でも日常的に受任する一般的事件に関連して凶悪な業務妨害が発生している。

また、パーソナリティ障がい者による妨害や依頼者からの妨害なども増えており、限界設定を意識した毅然たる対人関係の持ち方を身につける必要がある。

さらに、事務所の常時施錠は、凶悪な襲撃事件を未然に防止する基本的対策である。

業務妨害対策の第一歩は、他人事ではなく、明日は我が身と意識を変えることが肝要である。

## 5 弁護士業務妨害対策委員会の活動

### (1) マニュアル作成

当委員会が作成した「弁護士業務妨害対策マニュアル」は、2016年に五訂版が発行され、全会員に配布された。また「弁護士業務妨害対策ニュース」は、年1～2回発行し、弁護士業務妨害対策に関するトピックな情報を提供している。さらに、昨今被害が急増しているインターネットにおける弁護士業務妨害に特化したマニュアルを、近日中に発行する予定である。

### (2) アンケート調査

弁護士業務妨害の実態を把握するため、折に触れ、当委員会から全国の会員にアンケート調査を実施している。最近では、2013年妨害実態調査、2017年インターネット妨害調査、2018年警察対応調査などを実施し、情報集約と分析、そしてその公表を行っている。

### (3) シンポジウム開催

2008年、名古屋(パーソナリティ障がい者対策)、2009年、東京(坂本弁護士事件から20年)、2017年、東京(インターネット業務妨害)など、他会と連携しながらシンポジウムを開催している。

### (4) 講師派遣

各弁護士会で開催される弁護士業務妨害対策研修会に、当委員会から講師を派遣している。シンポジウムと並んで、弁護士業務妨害の現状と対策、さらには委員会の存在を会員に認知してもらうためにとっても重要な活動である。今後とも、活用していただきたい。

### (5) 警察庁との連携

生命身体にかかわる暴力、執拗な脅迫、そしてネットの誹謗中傷などは、弁護士として取れる対策には限界があり、警察との連携は必要不可欠である。弁護士業務妨害に関して各弁護士会と地元警察との連携の在り方はさまざまであり、事案によっては必ずしも積極的・協力的でない例も報告されている。当委員会では、2017年のシンポジウムを契機に、警察庁との意見交換会を数回実施しており、今後もその関係を維持しながら、各地の警察と弁護士会の連携強化のため、できる限りの支援をしていきたいと考えている。

瀧澤 秀俊(東京)